

訴訟の提起について（教育委員会関係）

次のとおり求償金請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 小村 基 2 大阪地方裁判所 求償金請求事件	大阪市立桜宮高等学校に在籍していた訴外生徒（以下「訴外生徒」という。）が自殺したのは、訴外生徒が所属していた同校のバスケットボール部の顧問及び監督であった被告による多数回にわたる暴行、威圧的言動等が原因であり、本市は訴外生徒の自殺についての国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うとして、平成28年2月24日に、本市に訴外生徒の遺族らに対し合計金74,961,491円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決があり、本市は同年3月31日に同人らに対し、合計金87,230,030円を支払ったところ、本市は、同法上の求償権に基づき、被告に対し、上記金員の2分の1に相当する額の求償金43,615,015円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉村 洋文

説明

求償金請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。